

紙類等の処分業務委託仕様書

- 1 処分委託物件
 - ① 新聞
 - ② 雑誌類
 - ③ ダンボール
 - ④ 紙パック類
 - ⑤ 古着

- 2 履行場所 天理市櫛本町 3246 番地 1

- 3 契約期限 新聞・雑誌類・ダンボール・紙パック類・古着の処分業務の契約は、それぞれ契約の日から令和8年7月31日までとする。
(現物は、契約期限までに引き取ること。)

- 4 契約方法 1トン当りの単価契約とする。

- 5 回収方法
 - (1) 積載、搬出等作業の取り扱い日及び時間は、本組合職員及び施設運営事業者の指示に従い決定すること。ただし、月～金曜日午前9時00分から午後5時00分までとし、土曜日、日曜日、祝祭日及び本組合の定める休日は取り扱わないものとする。
 - (2) 回収する現物及び量、時期、日時については、本組合職員及び施設運営事業者の指示によるものとする。(基本的には、午後)
また、処理物の積込は、基本的に運営事業者が行うものとする。
 - (3) 積載及び搬出等に要する機材、人員等はすべて本施設運営事業者が準備することを原則としているため、本組合に一切の負担をさせないこと。
 - (4) 資源の搬出車両については、飛散防止等の対策を行った車両を使用し、車両の調達等については、全て受託者が行うこと。
 - (5) 雨に濡れる等で資源の重量が増えた場合でもその重量で引取ること
 - (6) 引取りを申し出た資源の引取りは拒否しないこと。

- 6 計量 搬出の都度、風袋重量及び総重量を、物件ごとに本施設の計量機で本組合職員及び施設運営事業者立ち会いのもと計量し、計量伝票を係員から受け取ること。(後日控え提出)

- 7 代金の収納 処分委託料の支払いについては、計量証明にもとづいて本組合へ請求する。ただし、委託業者からの支払は、計量証明を本組合に提出し、本組合納入通知書に基づき、1ヶ月以内に指定の口座へ振り込むものとする。

- 8 その他 疑義が生じた場合は、誠意をもって協議するものとする。